

令和7年度千葉市男女共同参画センター調査事業 「配偶者等からの暴力及び市民が抱える困難に関する調査」 調査結果報告(ダイジェスト版)

千葉市男女共同参画センターでは、令和7年度事業として「配偶者等からの暴力及び市民が抱える困難に関する調査」を実施しました。

この調査は、配偶者等からの暴力に関する市民の意識と実態及び市民が抱える困難を把握し、今後の具体的施策に反映させることを目的に行いました。

* 調査の対象	千葉市内に居住している満20歳以上の3,000人 (男女各1,500人 無作為抽出)
* 調査の方法	郵送による配布、郵送及びWebによる回収方式
* 調査の期間	令和7年9月27日～10月24日
* 回収の状況	有効回答数:1,103件(有効回答率:36.8%)

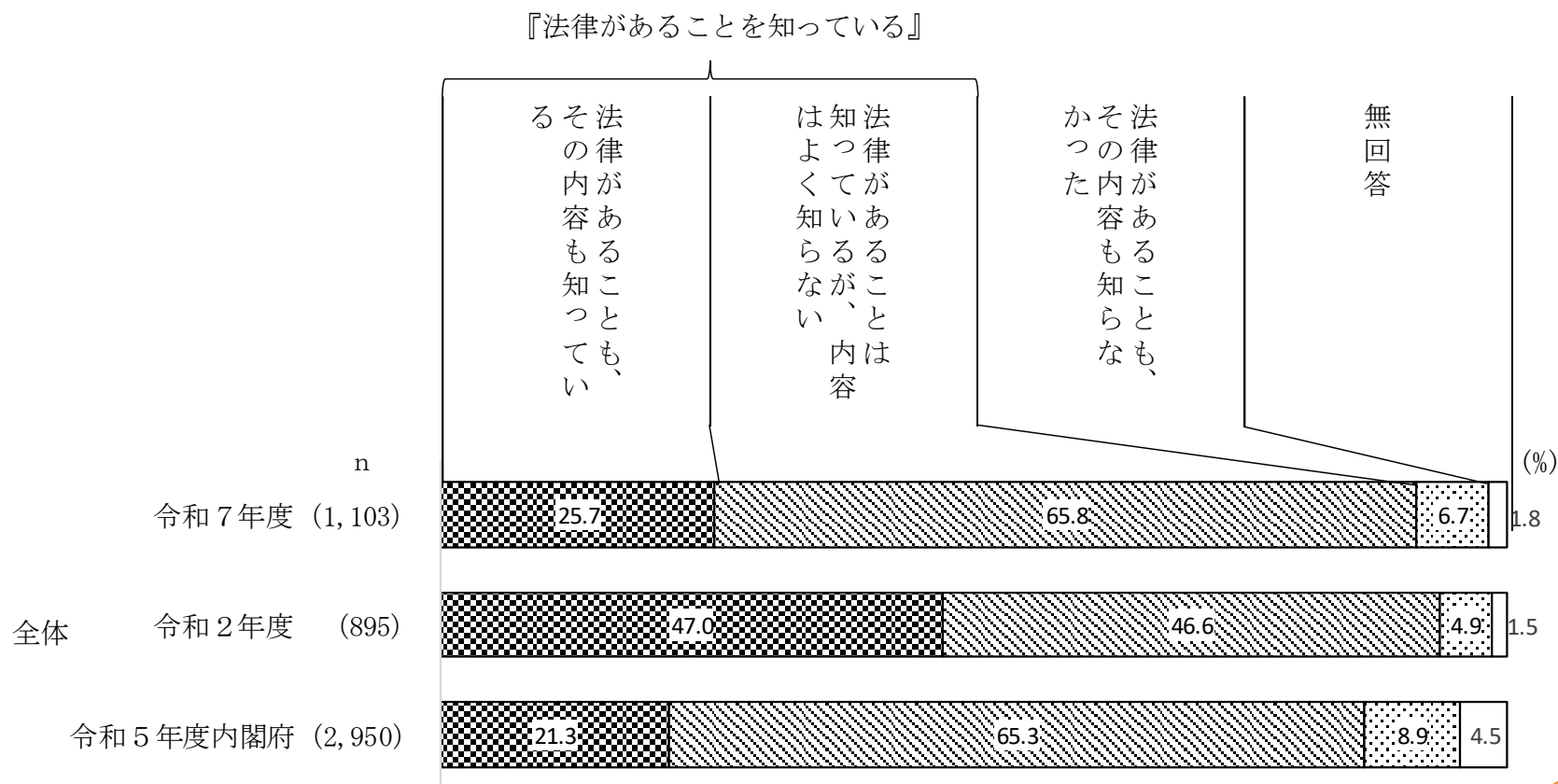
注1) %は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、%の合計が100%にならないことがあります。

注2) グラフは、内容に応じて、抜粋したものを掲載しています。

1. 配偶者等による暴力に対する認知度、意識

D V 防止法の認知度（問3）

法律があることを知っている（「法律があることも、その内容も知っている」（25.7%）と「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」（65.8%）の合計）は、91.5%で令和2年度より2.1ポイント低下した。令和5年度内閣府との比較では4.9ポイント高くなっている。

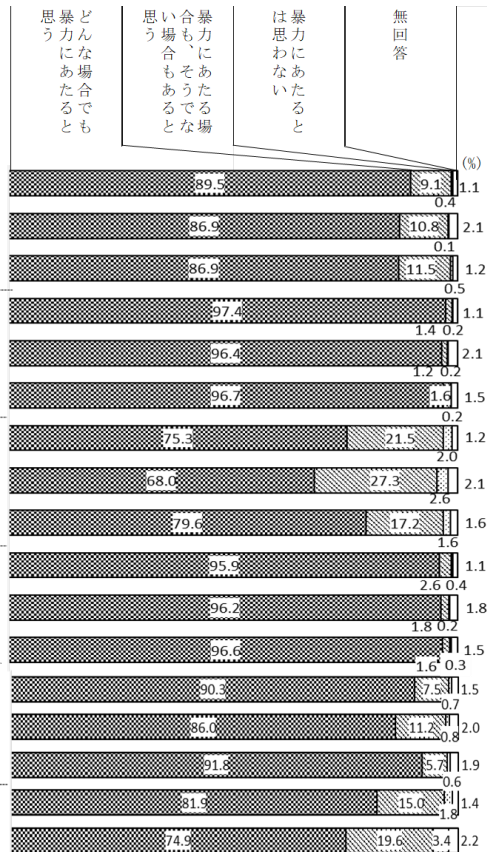


配偶者等との間で暴力をふるうことについての意識（問4）

報告書 P24

「どんな場合でも暴力にあたる」は「身体を傷つける可能性のある物でなくる」(97.4%)、「刃物などを突きつけて、おどす」(95.9%)、「いやがっているのに性的な行為を強要する」(90.3%)で高い。一方、「暴力にあたるとは思わない」は、「お金の使い道を細かく報告させる」(9.6%)が高くなっている。性別役割分担賛成・反対別では反対が賛成より、すべての行為において「どんな場合にも暴力にあたる」の割合が多い。

令和7年度 (n=1,103)
令和2年度 (n=895)
令和5年度内閣府 (n=2,950)



(7) 何を言っても長期間無視し続ける

(8) 交友関係や電話を細かく監視する

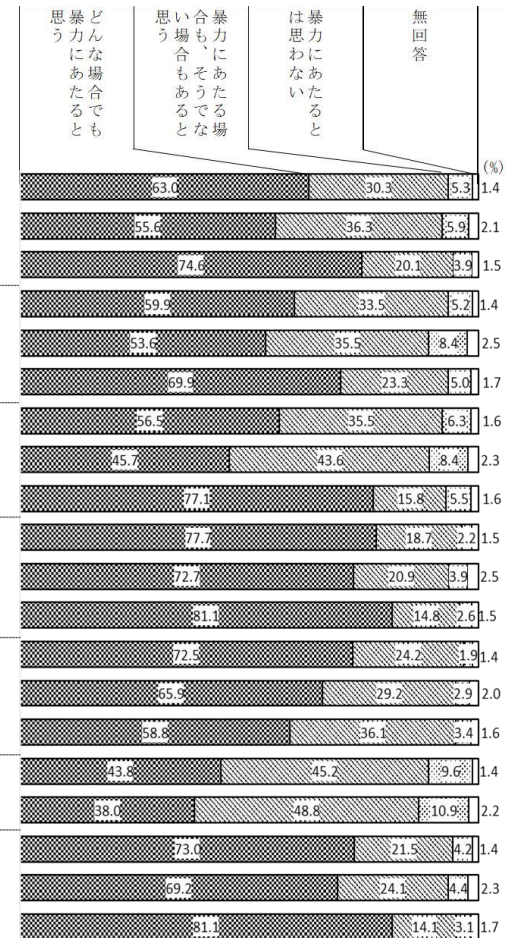
(9) 友人や実家とのつきあいをいやがる・やめさせる

(10) 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」と言う

(11) 大声でどなる

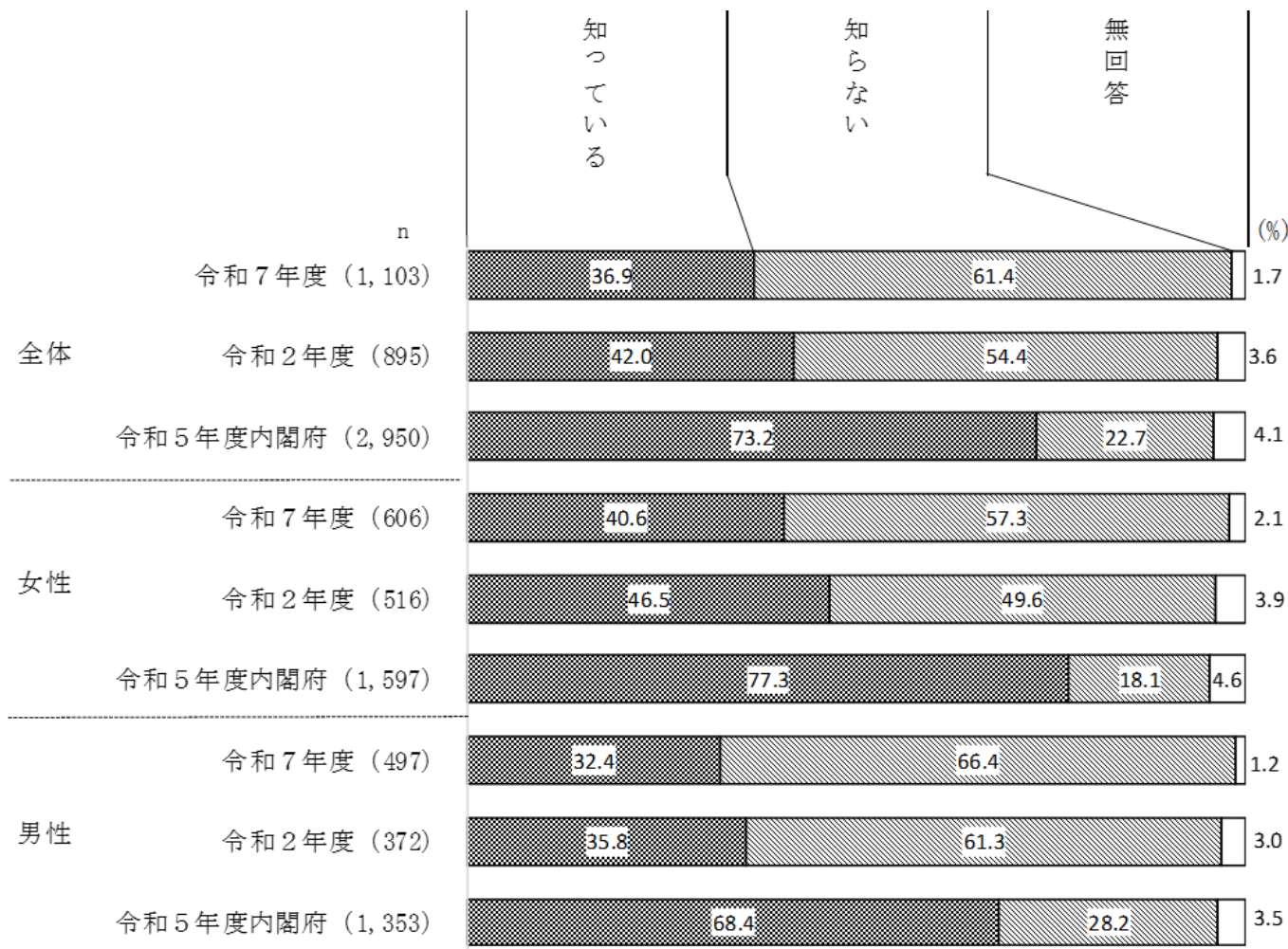
(12) お金の使い道を細かく報告させる

(13) 生活に必要なお金を渡さない



配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度（問5）

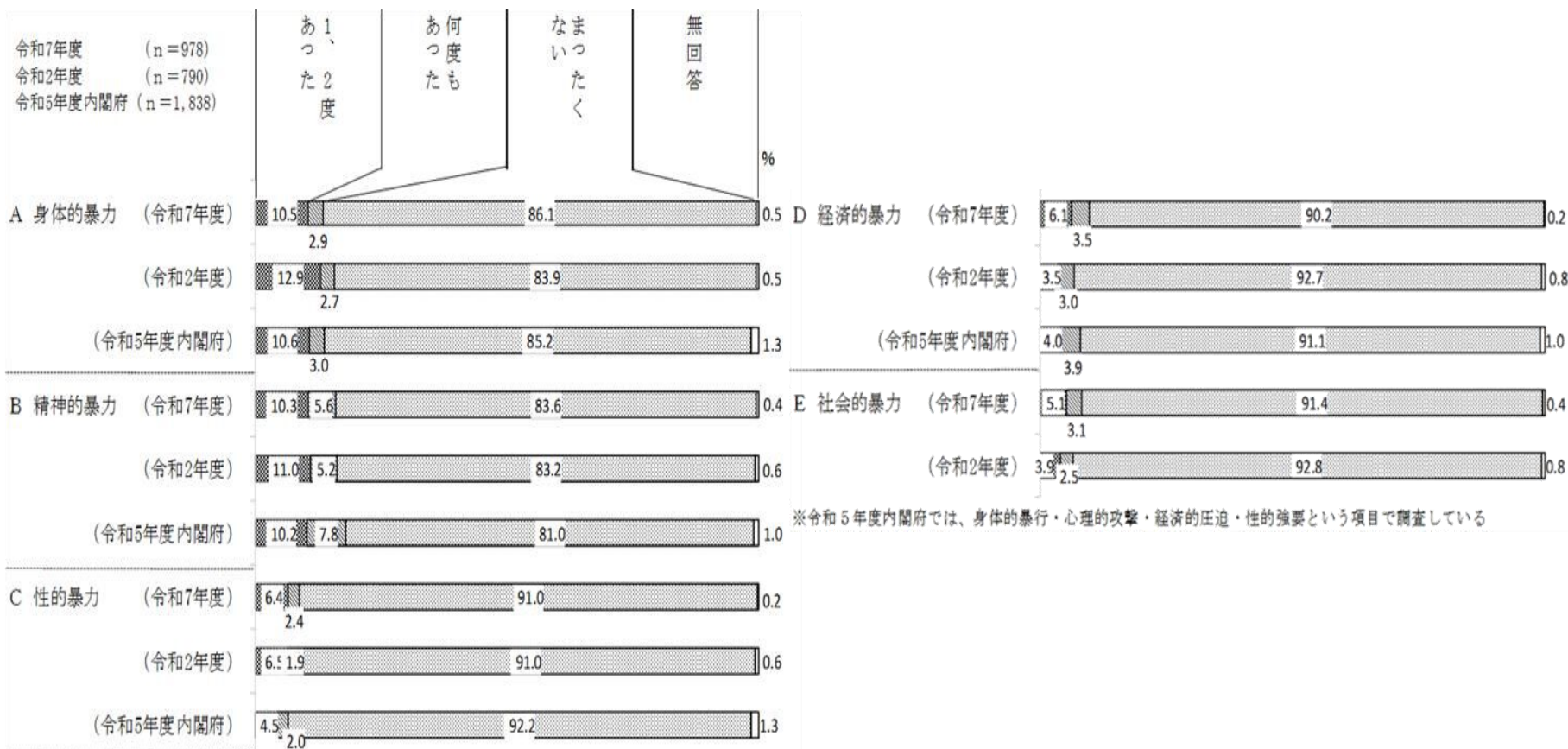
「知らない」(61.4%)が「知っている」(36.9%)を上回った。令和2年度と比較すると、「知っている」が5.1ポイント低下した。「知っている」の割合は令和5年度内閣府(73.2%)の約半分の水準となっている。



2. 配偶者等による暴力被害の実態

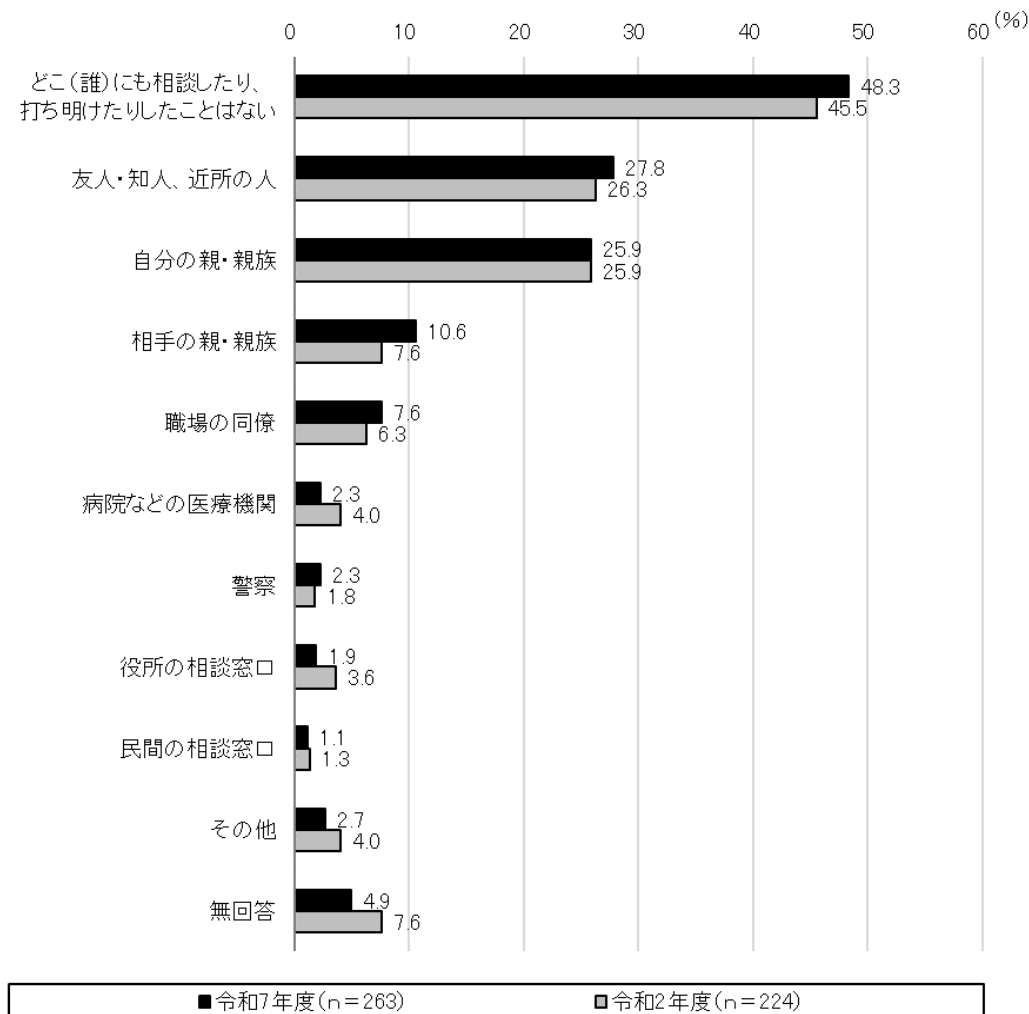
暴力をふるわれた経験（問8）

配偶者等からの暴力の経験がある人は、「精神的暴力」(15.9%)が最も高く、「身体的暴力」(13.4%)、「経済的暴力」(9.6%)、「性的暴力」(8.8%)、「社会的暴力」(8.2%)となっている。全てにおいて女性の方が男性より経験がある人が多い。



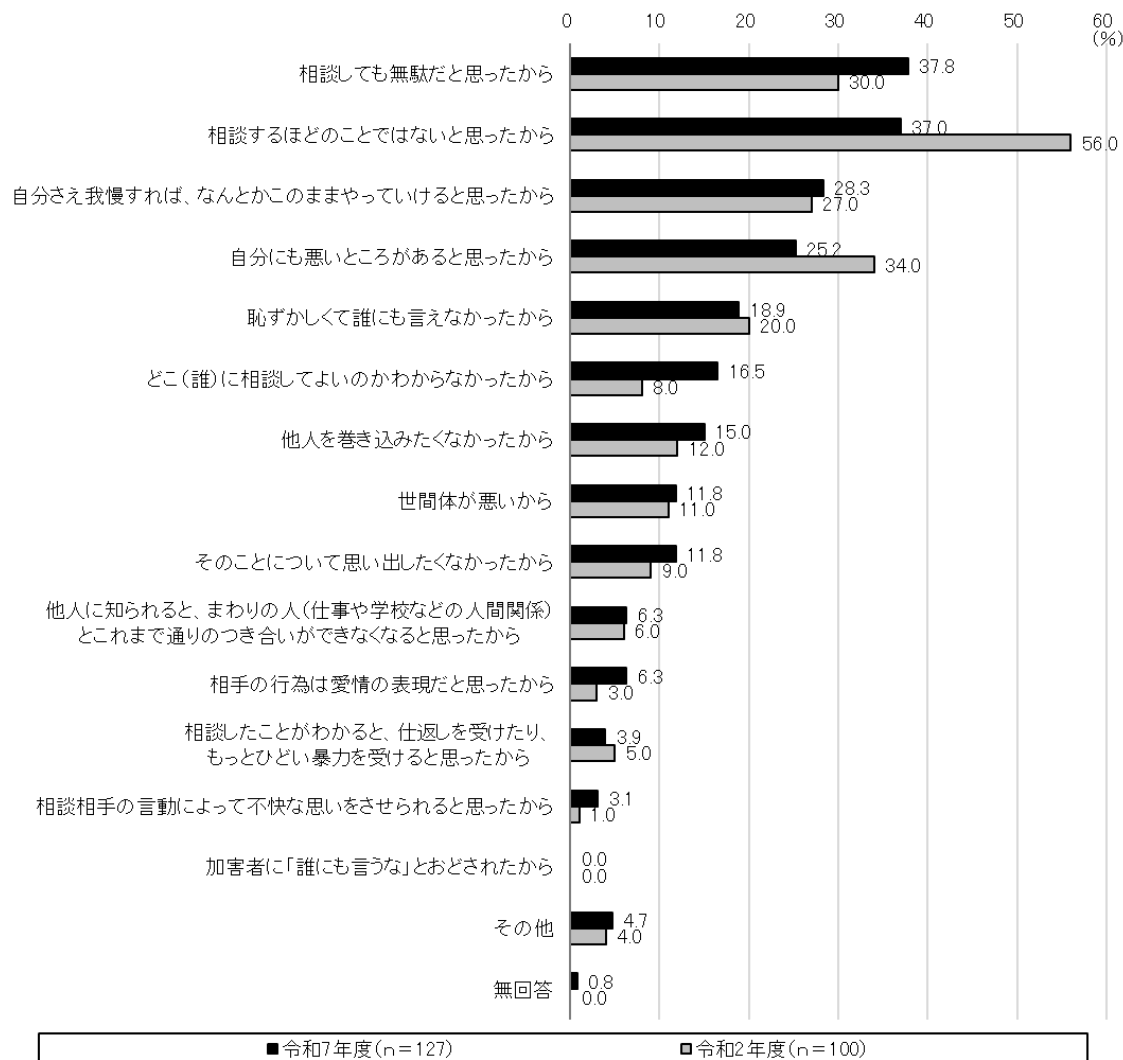
暴力をふるわれた時の相談先（問11）

「どこ（誰）にも相談したり、打ち明けたりしたことはない」（48.3％）が最も高く、次いで「友人・知人、近所の人」（27.8％）、「自分の親・親族」（25.9％）と続く。令和2年度と比較すると、「どこ（誰）にも相談したり、打ち明けたりしたことはない」が2.8ポイント増加した。



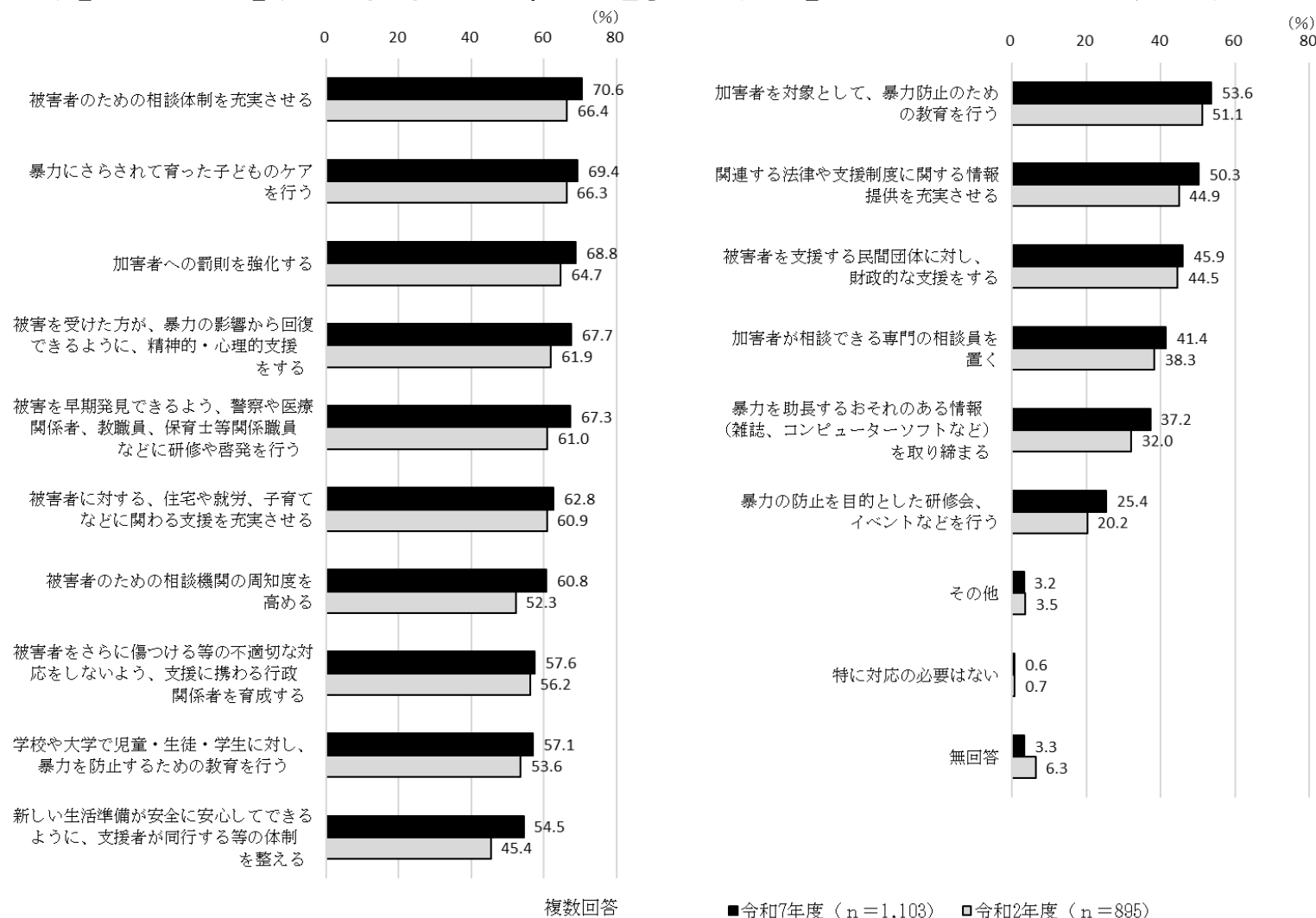
相談しなかった理由（問12）

「相談しても無駄だと思ったから」（37.8%）が最も高く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」（37.0%）、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」（28.3%）と続く。



被害者が安心して生活するために必要なこと（問15）

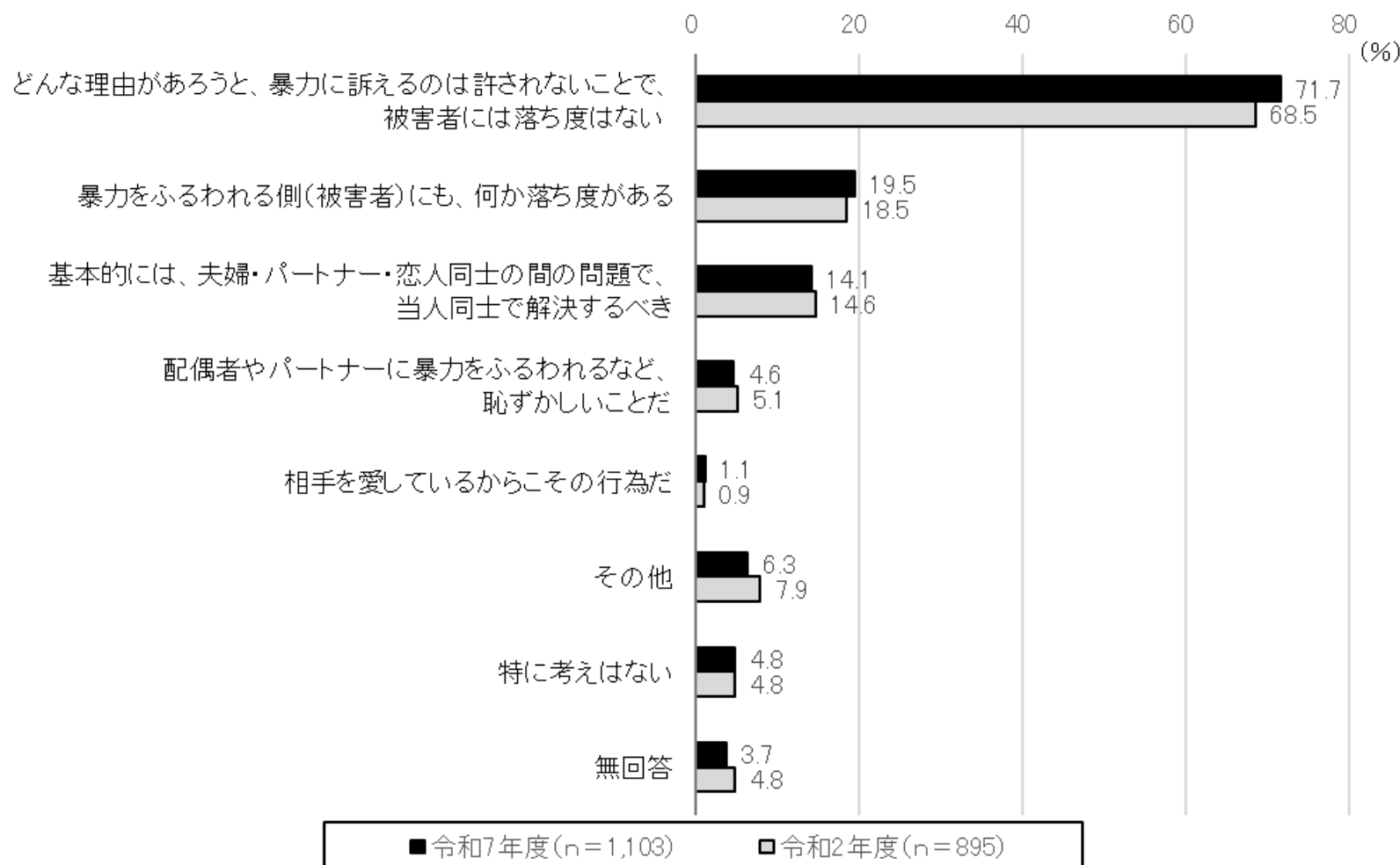
「被害者のための相談体制を充実させる」(70.6%)、「暴力にさらされて育った子どものケアを行う」(69.4%)、「加害者への罰則を強化する」(68.8%)が上位3項目。



3. 配偶者等との間の暴力の防止と対策

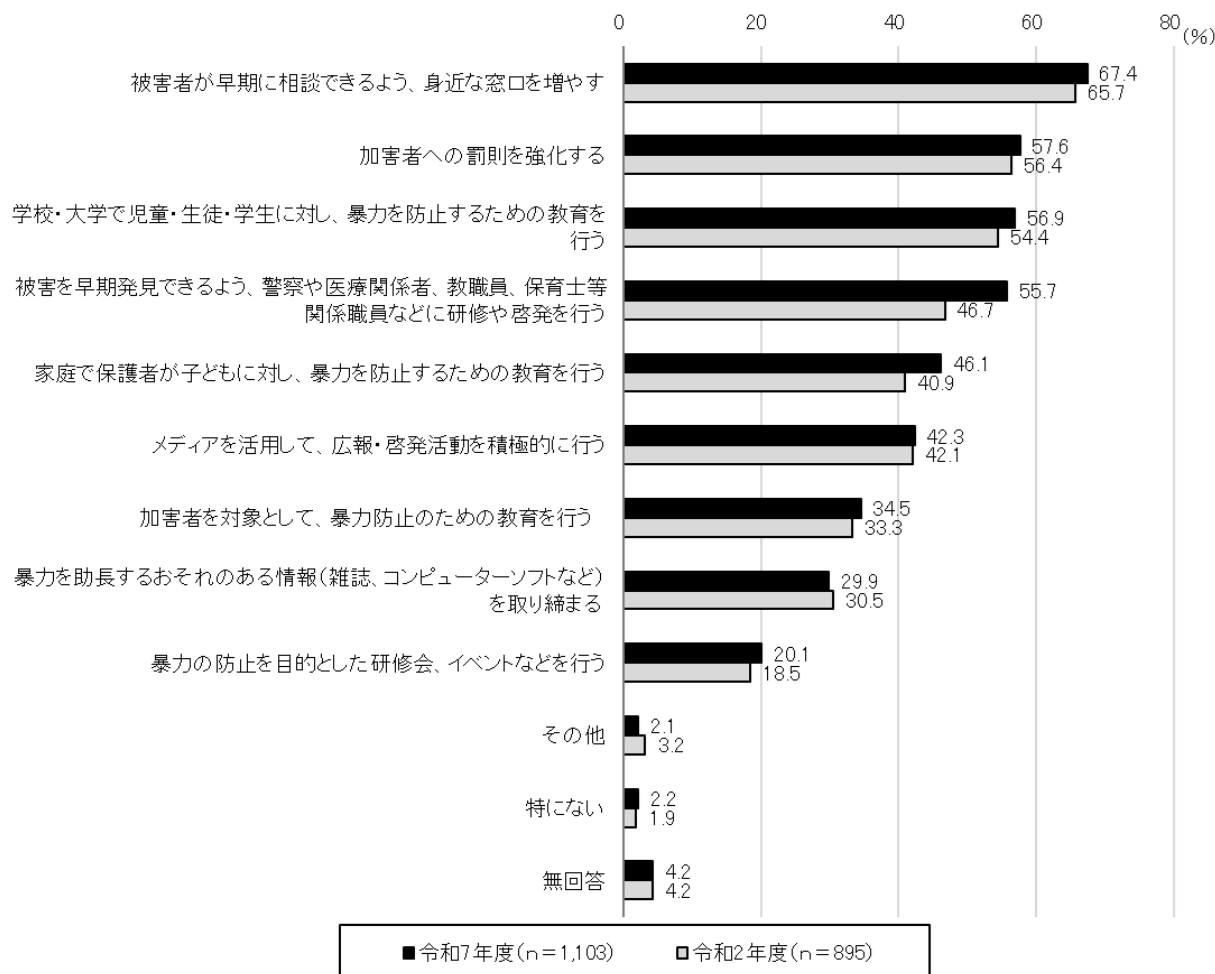
配偶者等からの暴力に対する自分の考え（問18）

「どんな理由があろうと、暴力に訴えるのは許されないことで、被害者に落ち度はない」が71.7%と最も高く、「暴力をふるわれる側（被害者）にも、何か落ち度がある」（19.5%）、「基本的には、夫婦・パートナー・恋人同士の問題で、当人同士で解決すべき」（14.1%）が続いた。



配偶者等からの暴力を防止するために必要なこと（問19）

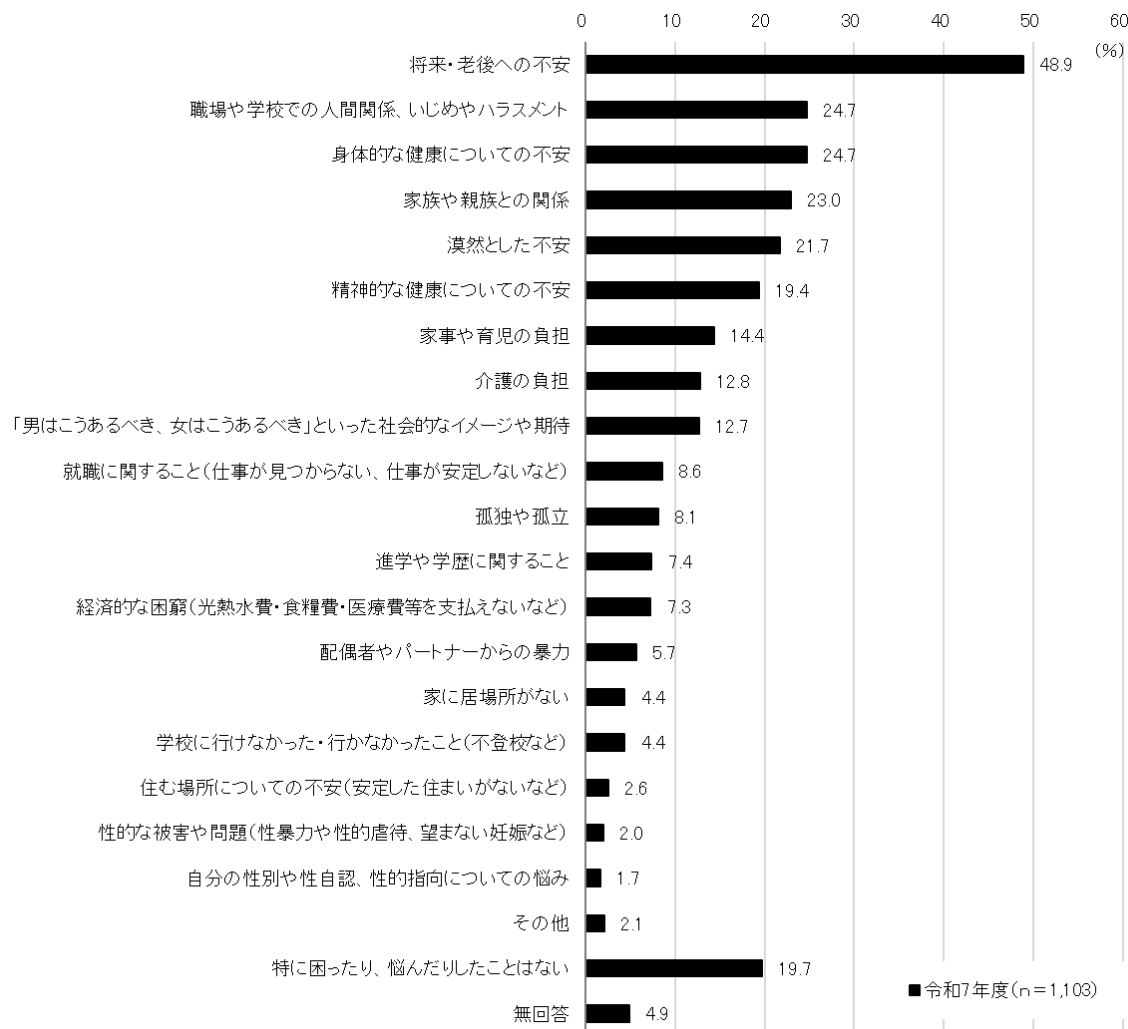
「被害者が早期に相談できるよう、身近な窓口を増やす」(67.4%)、「加害者への罰則を強化する」(57.6%)、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」(56.9%)が上位3項目。



4. 困難な状況を抱える方への支援

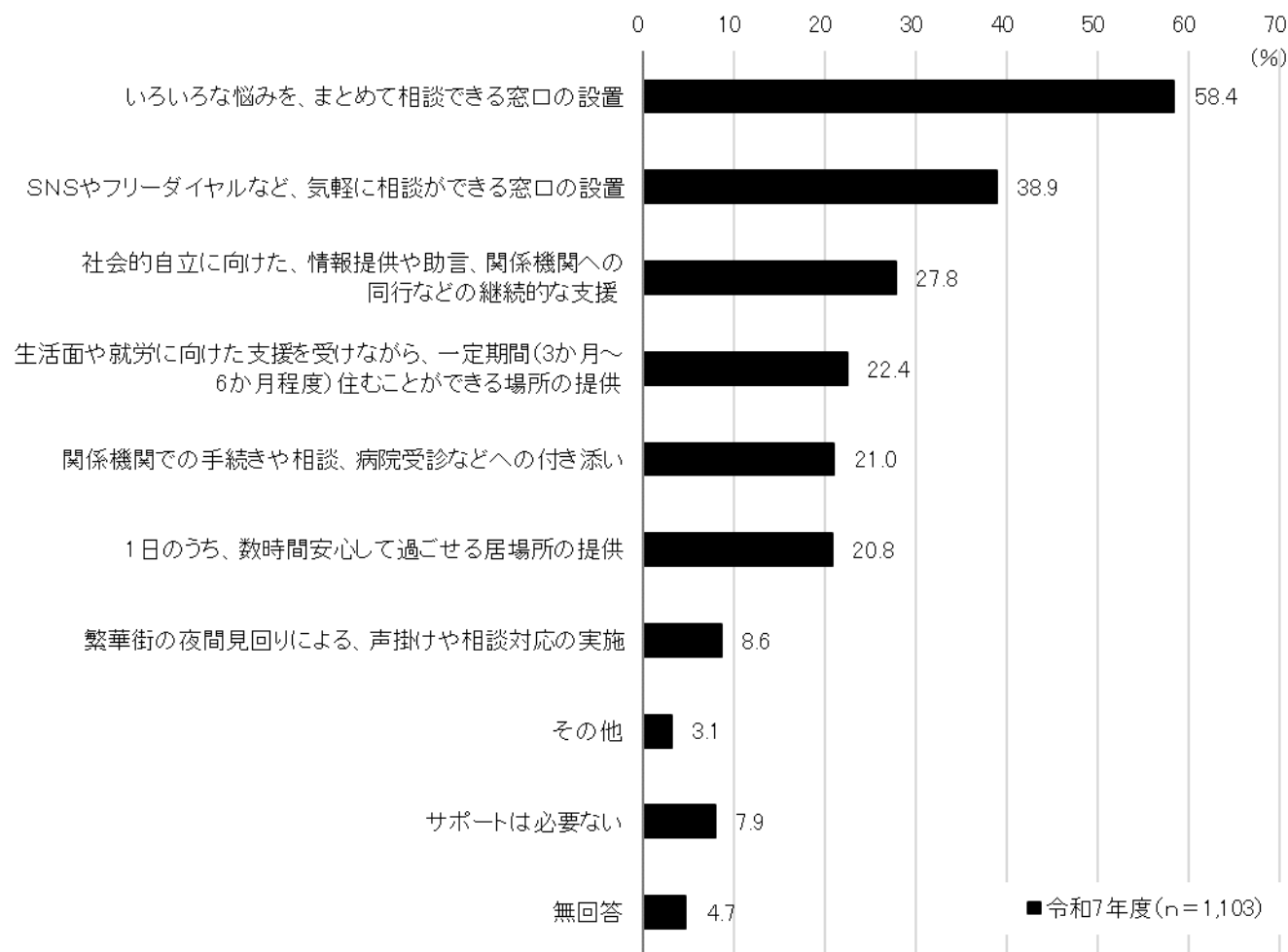
困難な状況の実態（問20）

「将来・老後への不安」(48.9%)が最も高く、次いで「職場や学校での人間関係、いじめやハラスメント」(24.7%)、「身体的な健康についての不安」(24.7%)と続く。



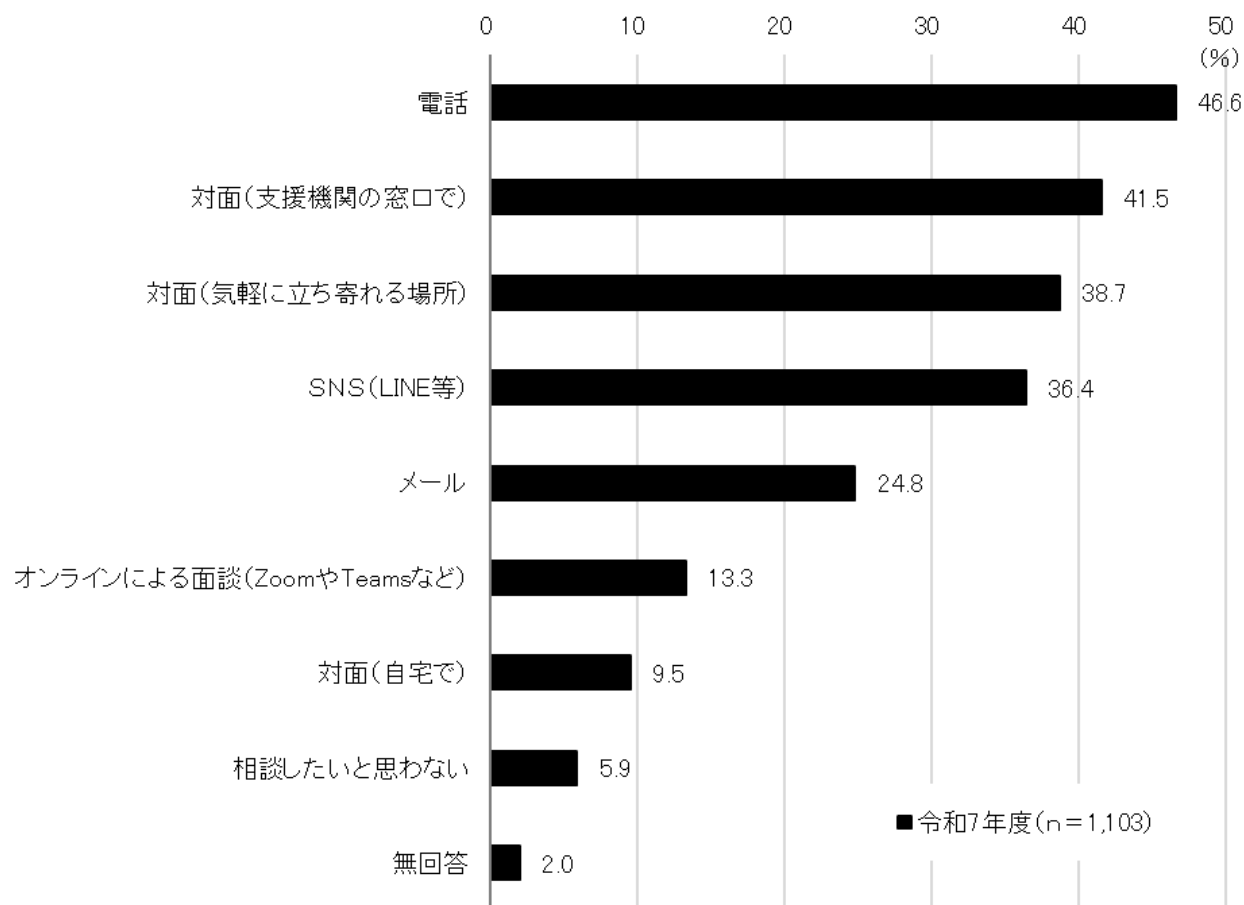
困難状況下において必要とされる支援（問21）

「いろいろな悩みを、まとめて相談できる窓口の設置」(58.4%)が最も高く、次いで「SNSやフリーダイヤルなど、気軽に相談できる窓口の設置」(38.9%)、「社会的自立に向けた、情報提供や助言、関係機関への同行などの継続的な支援」(27.8%)と続く。



困難な状況下での相談方法（問22）

「電話」(46.6%)が最も高く、次いで「対面(支援機関の窓口で)」(41.5%)、「対面(気軽に立ち寄れる場所)」(38.7%)と続く。年代別でみると、20歳代～40歳代は「SNS(LINE等)」と回答した人の割合が最も高く、50歳代と70歳代以上は「電話」、60歳代は「電話」と「対面(支援機関の窓口で)」が最も高い。



5. 今後に向けて

配偶者等による暴力に対する認知度、意識

DV防止法の認知度は「法律があることも、その内容も知っている」(25.7%)が令和2年度に比べ大幅に低下した。この大幅低下は性別・年代別を問わずみられ、特に30歳代～50歳代は全体よりも低い割合となった。学校教育や職場における啓発、行政からの周知など、様々な経路を通じた情報発信に取り組むことが求められる。

配偶者等との間で暴力をふるうことについての意識では、身体に危害が及ぶ、又は危害が及ぶ恐れを抱かせる行為については「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答する人が7割半以上(高い項目では97.4%)を占める一方、「お金の使い道を細かく報告させる」は9.6%と約1割が「暴力にあたるとは思わない」と回答した。暴力は身体的なものだけでなく、経済的暴力や社会的暴力など様々な暴力があることを周知し、社会の認識を深める対策をしていく必要がある。なおすべての項目において性別役割分担に対する意識が反対の人の方が賛成の人より「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が高い。

相談窓口の認知度は令和2年度よりも低下し、令和5年度内閣府と比較しても大幅に低い結果となっている。年代別では20歳代と30歳代が3割を割り込んでおり、学校教育の充実やSNS等による情報発信を工夫することで特に若年層への周知強化を図りたい。

配偶者等による暴力被害の実態

配偶者等からの暴力の経験がある人は、「精神的暴力」(15.9%)が最も高く、「身体的暴力」(13.4%)、「経済的暴力」(9.6%)、「性的暴力」(8.8%)、「社会的暴力」(8.2%)の順となっている。令和2年度と比較すると、「経済的暴力」(+3.1ポイント)、「社会的暴力」(+1.8ポイント)の上昇が目立ち、これらの行為も暴力にあたることを広く周知することが必要である。

暴力をふるわれた時の対応では、令和2年度と同様に「我慢した」(52.5%)が最も高い。また、「何もしなかった・何もできなかった」(30.8%)が令和2年度より大幅に上昇した(+14.7ポイント)。一方、暴力を受けた時の相談先では、「どこ(誰)にも相談したり、打ち明けたりしたことはない」が約5割に達し、また、相談しなかった理由では「相談しても無駄だと思ったから」(37.8%)で最も高い結果となった。

暴力を受けながら、相談することによる解決を期待していない人の存在を示唆しており、相談が解決への第1歩であることを広く知ってもらう取組が求められる。

また、相談しなかった理由として「どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから」(16.5%)と回答した割合が令和2年度に比べて8.5ポイント上昇しており、相談機関についての周知強化も同時に求められている。

被害者が安心して生活するために必要なことは「被害者のための相談体制を充実させる」、「暴力にさらされて育った子どものケアを行う」が高い。令和2年度と比較すると「新しい生活準備が安全に安心してできるように、支援者が同行する等の体制」と「被害者のための相談機関の周知度を高める」の上昇が目立っており、ここでも相談機関の周知強化の重要性が浮き彫りになった。

DV問題への関心では、「新聞やテレビなどで見たり、聞いたりして、関心がある」(50.4%)が最も高く、メディアを通じた啓発の有効性が示された一方、「これまで関心がなかったが、このアンケートを見て、関心がわいてきた」が令和2年度より3.9ポイント上昇の12.6%にのぼり、本アンケートを継続的に実施していくことが必要である。

配偶者等との間の暴力の防止と対策

DVに対する自分の考えでは、DV被害経験ありの人は、全体と比較して「被害者にも落ち度がある」と考える傾向にあり、相談事業や広報等により「暴力は許されないこと」という認識を持ってもらうことが必要である。

DVを防止するために必要なことは、「被害者が早期に相談できるよう、身近な窓口を増やす」、「加害者への罰則を強化する」、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が多い。令和2年度と比較すると、「被害を早期発見できるよう、警察や医療関係者、教職員、保育士等関係職員などに研修や啓発を行う」が9.0ポイントと大幅に上昇しており、単に相談窓口を増やすだけでなく関係各機関の連携が重要と考える人が増えた。

困難な状況を抱える方への支援

困難な状況としては「将来・老後への不安」(48.9%)が他の項目を引き離し最も高く、特に30歳代から50歳代にかけて5割を超えている。就労状況別では、契約社(職)員が6割近く、正規の社(職)員でも5割半が不安と感じている。経済的セーフティネットや高齢者福祉の充実など、地域福祉向上へのニーズの高さが窺える結果となった。

困難な状況下での相談方法としては、全体では「電話」が5割近くと最も高く、次いで「対面」での相談を希望する回答割合が高かった。年代別にみると、20歳代から40歳代までは「SNS(LINE等)」が最も高く、年代に応じて適切な相談方法を提供する体制を整えることが求められる。

相談したいと思わない理由では、「相談しても状況が良くなると思わない」との回答が約3割に達しており、相談が解決への第1歩であることを広く知ってもらう取組を早急に進めていくことが求められる。

本調査結果報告書は、千葉市男女共同参画センターホームページで公開しておりますので、詳しくはそちらをご覧ください。<https://www.chp.or.jp/danjo/research/>

発行日：令和8年7月

発行：千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課
千葉市男女共同参画センター 電話043-209-8771

